

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	小児慢性特定疾病医療支援に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島根県は、小児慢性特定疾病医療支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

島根県知事

## 公表日

令和7年3月17日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾病医療支援に関する事務
②事務の概要	<p>・児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病児童等の医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者に対し、医療費の支援を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①申請者世帯の住所及び続柄の確認、 ②申請者世帯の市町村民税課税状況の確認(自己負担額決定のため) ③医療保険の資格情報の確認【令和8年度より実施予定】</p> <p>&lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る難病患者に対する特定医療費の支給に関する事務&gt;【令和8年度より実施予定】</p> <p>・情報連携のため、本県は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。</p> <p>・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。</p> <p>・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</p>
③システムの名称	難病患者等公費負担管理システム、統合宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定疾病児童ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表の8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会する根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項</p> <p>【情報提供する根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、80、125、161の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	島根県健康福祉部健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	島根県松江市殿町1番地 島根県健康福祉部健康推進課 0852-22-5324
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	島根県松江市殿町1番地 島根県健康福祉部健康推進課 0852-22-5324
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	次の局面で個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書に記載された個人情報及び本人情報のデータベースへの入力</li> <li>・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管</li> <li>・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書等の廃棄 等</li> </ul>	
9. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証及びパスワード認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。このような対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の計数年月日	平成31年4月1日時点	令和3年2月1日時点	事後	
令和4年2月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の計数年月日	令和3年2月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	
令和4年2月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを	小児慢性特定疾病システム	難病患者等公費負担管理システム	事後	
令和4年2月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会に関する根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の9の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条  【情報提供に関する根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の26、56の2、87の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第44条	【情報照会に関する根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の9の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条  【情報提供に関する根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の26、56の2、87の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第44条	事後	
令和5年2月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の計数年月日	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	
令和5年2月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病にかかっている児童の保護者に対し、医療費の支援を行っている。	・児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病児童等の医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者に対し、医療費の支援を行っている。	事後	
令和6年2月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	難病患者等公費負担管理システム	難病患者等公費負担管理システム・統合宛名管理システム・中間サーバ	事後	
令和6年2月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数の計数年月日	令和5年2月1日時点	令和6年2月1日時点	事後	
令和6年2月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の計数年月日	令和5年2月1日時点	令和6年2月1日時点	事後	
令和6年12月1日	I 関連情報 1②事務の概要	・児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病児童等の医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者に対し、医療費の支援を行っている。  ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①申請者世帯の住所及び続柄の確認、 ②申請者世帯の市町村民税課税状況の確認（自己負担額決定のため）	・児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病児童等の医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者に対し、医療費の支援を行っている。  ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①申請者世帯の住所及び続柄の確認、 ②申請者世帯の市町村民税課税状況の確認（自己負担額決定のため） ③医療保険の資格情報の確認【令和8年度より実施予定】  ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る難病患者に対する特定医療費の支給に関する事務＞【令和8年度より実施予定】 ・情報連携のため、本県は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	マイナ保険証およびPMHを活用した情報連携に伴う修正
令和6年12月1日	I 関連情報 3(法令上の根拠)	番号法第9条第1項 別表第一の7の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第7条	番号法第9条第1項、別表の8の項	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年12月1日	I 関連情報 4(法令上の根拠)	【情報照会に関する根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の9の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条  【情報提供に関する根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の26、56の2、87の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第44条	【情報照会する根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項  【情報提供する根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、80、125、161の項	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年12月1日	II しきい値判断項目 1及び2の時点	令和6年2月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	時点修正
令和6年12月1日	IV リスク対策 4	十分である	—	事後	「委託しない」に修正
令和6年12月1日	IV リスク対策 5	十分である	—	事後	「提供・移転しない」に修正
令和6年12月1日	IV リスク対策 8及び11	—	IV リスク対策 8及び11参照	事後	評価書様式改正に伴う修正